

じつきょう

商業教育資料 No. 86 通巻374号

商業教育における経済教育への期待

全国銀行協会 事務システム部長 増田 豊

1. はじめに

私は、銀行の業界団体に勤めており、今から4年前の平成18年初夏、前職の金融調査部長のときに、清水啓典一橋大学大学院商学研究科教授からご推薦をいただき、今回の商業の学習指導要領改訂のお手伝い（協力者）をさせていただくこととなった。これまで仕事の関係から、大学の経済学部や商学部で「金融」関係の講義をさせていただく経験はあったが、高校で授業をするような機会はなかったので、正直なところ、お役に立てるものか心配であった。

とはいえ、銀行協会では、社会貢献活動（CSR活動）の重要な柱として、学校教育における金融経済教育への支援を掲げていることもあり、当時の役員からは、「名誉なお話であるので、しっかりご協力するように」と言われ、背中を押してもらった。また、その頃は、文部科学省が新庁舎建設のため同じ町内（千代田区丸の内）のビルに仮住まいされており、会議にも出席しやすく、ご縁があるように思えた。

私が参加させていただいたのは、ビジネス経済分野（新学習指導要領（商業編）でいえば、「ビジネス経済」、「ビジネス経済応用」および「経済活動と法」）であったので、まずは、このなかで感じたことについてお話させていただき、その後、新学習指導要領のもとでの経済教育への期待や銀行協会とし

てのご協力について述べたい。なお、本文は、あくまで私個人の意見や感想であるので、予めお断りさせていただく。

2. 商業教育における関心の方向

はじめに申しあげたように、私は、これまで商業教育に携わったことがなく、正確なところ、あるいは先生方のご苦労されているところが分かっていないと思うので、部外の素人の感想としてお読みいただきたい。

参加して最初に商業高校の授業内容などについて伺ってみると、学校毎にいろいろ工夫され、社会人の私から見ても、たいへん魅力的なカリキュラムを用意されているように感じ、自分が高校生のときの隣の商業高校における実践的な教育のレベルの高さを思い出した。しかし、その後、よくよく伺ってみると、生徒さんあるいは先生方の関心は、本当のところは、むしろ簿記・会計分野あるいは情報処理分野などの資格の取得に向けられているように感じられた。

社会人の今となって、こうした資格の意味合いはそれなりに分かってきたが、10代後半の、それも優秀な生徒さんが資格の取得に強い関心を持たれているという状況に、漠然と「社会」のあり方を考えていた自分の高校生の頃との間にギャップのようなものを意識させられた。

も く じ

商業教育における経済教育への期待 …………… 1	IFRSに備える PART 2 …………… 12
いま、求められる人材とは …………… 5	「地域プロデューサー小商」の活動を通した
学習評価と商業教育 …………… 8	企画力・実践力の育成 …………… 16

ところで、こうした生徒さんあるいは先生方の意識の背景には、1990年代後半以降、10数年の長きにわたる日本経済の停滞と新卒者の就職難があるように思われる。実際、終身雇用制のもとでの経済停滞では、雇用人員の調整が新規採用の抑制というかたちで行われやすく、その結果として、企業は、貴重な戦力の補充を行うことが出来ず、中期的に成長力が低下し、さらなる雇用調整が必要になるという悪循環につかまっているように思われる。そして、学校側にも、こうした新卒者の就職難に打ち克つために、就職に有利と言われる資格の取得に力を入れた教育を選択する傾向が強まったということがあるのではないだろうか。

このような企業と学校側の対応、いずれも与えられた制約条件のもとでは適切な判断といえるのであろうが、少し長い時間で見ると、本当に正しいものか、別の見方もできよう。

むしろ最近、経済界では、1990年代半ば以降の新規採用抑制について反省の声が聞こえてくる。すなわち、新卒採用の抑制は、将来の企業活動の制約要因となるので恒常的な採用が好ましいとの再認識、また、新卒採用者に対する企業内教育(OJT)の効果の再評価である。これらは、見ようによっては復古主義のようでもあるが、日本企業が世界において強かった時代の、いわば「勝利の方程式」であるともいえよう。ただ、当時と違うことは、日本的経営の柱といわれた終身雇用制が、労使双方の立場において前提ではなくなり、従業員の意識の変化だけでなく、企業としても従業員の満足あるいは納得というものを常に意識して経営していかなければならなくなったことと思う。

現在のような不確実な時代には、これまで以上に一人ひとりの個性や人間力が問われると考えられるが、商業教育は、これにどう応えていこうとされているのか、こうした思いで、商業教育における経済教育を考えてみたい。

3. 米英における経済教育への取り組みとわが国の取り組みへの反省

商業教育における経済教育のこれからを考えるには、海外における経済教育への取り組みも参考になると思われる。

一昨年秋のリーマン・ショックを契機として、米国などの「マネー資本主義」の行き過ぎに対して、

当の米国内をはじめ、批判は多い。また、日本でも、この流れに乗って、金融経済教育に対する批判的な意見も聞かれるようになっていく。

しかし、米国内においては、経済倫理教育を強化する動きはあれど、経済教育そもそもが不要といった議論は出ていないように思う。むしろ不確実な時代であるゆえに、意思決定やリスク管理、リーダーシップなどの能力を高める経済教育への期待は高まっている。

全米経済教育協議会(NCEE)が2007年に調査したところでは、全米50州の学習基準において、経済教育は全ての州において、また、金融教育は40の州において基準として盛り込まれている。そのうえで、NCEEは、全ての州において、「高校卒業にあたり履修を求められる科目のなかで、独立したコースとすること」、「生徒の知識水準を確認するためのテストを実施すること」を求めている(調査では、現在、経済教育のコース履修を義務化している州は17州、テストを実施している州は22州とのこと)。

また、米国政府においても、財務省やFRB(中央銀行)を中心に、専門の部署等を設けて経済教育・金融教育推進の取り組みを継続している。

なにより米国においては、一流の経済学者の協力のもと、高校生向けの経済テキストが充実しており、その内容も証券化の問題や金融犯罪など最近の課題・問題を含めて現代化されているなど、高校生が受ける経済教育の環境としては、世界一と思われる。

つぎに英国においては、金融産業が英国の主要産業のひとつであることを背景に、日本の文部科学省に相当するDES(教育技能省)自らが、学校向けにガイドブック「個人金融教育による金融能力」を発行し、学校では、このガイドブックにしたがって、数学、情報通信技術、個人・社会・健康教育、シチズンシップなどの幅広い教科において、金融経済教育を実施している(2008年から、経済・金融教育を強化した新しい教育プログラムを実施している)。

また、2007年には、英国財務省において、国民の金融能力向上のための長期計画を定め、金融経済教育に対する支援体制の強化を図っている。

以上のような米英の取り組みに比べると、わが国の取り組みは、少々遅れていると言わざるを得ない。

今から5年ほど前の平成17年6月に政府が閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方

針 2005」では、「人間力の強化」のなかで、「金融を含む経済教育等の実践的教育・・・(中略)・・・を推進する」として、おそらく初めて「経済教育の実践的教育の推進」を謳った。当時の経済停滞のなか、小泉内閣において経済財政担当大臣に竹中平蔵慶應義塾大学教授が就任して、閉塞感の強まった経済状況を打開していこうと旗を振ったもので、これまでになく経済教育の推進への期待が高まった。

この閣議決定を受けて、内閣府では、文部科学省、金融庁、日本銀行との間で「経済教育等に関する関係省庁等連絡会議」を設置し、①経済や金融に関する体系的なプログラム(教材・指導法)の開発・整備、②教員等に対する研修・支援制度の整備、などの取り組みを行うことを確認した。また、内閣府では、学校教育関係者などと「経済教育に関する研究会」を立ち上げて、平成 17 年 7 月には「経済教育サミット」を開催し、「総合的な学習の時間」での教育プログラムとして「牛井屋」を開業するというプログラムを提唱し、話題となった。

しかし、この「経済教育に関する研究会」は、翌 18 年 3 月には、この間の活動をまとめた最終報告書を公表して解散してしまい、折角作られた「牛井屋」を開業するプログラムについても、現在、あなたが管理されているのか、よく分からない状況になっているのではないだろうか。

本来、長期的に取り組むことが求められる教育分野への取り組み方法として、こうした進め方には、問題があったと言わざるを得ず、今となっては、まことに残念な気がしてならない。

4. 商業の新しい学習指導要領

では、わが国において、これからどのように経済教育を進めていけばよいのであろうか。

私は、米英の継続した取り組みを見るに、わが国においても「学習指導要領」に経済教育の内容を盛り込む、それもどれだけ具体的にかつ体系的で一貫性のある内容を盛り込むかが重要であると考え。

その意味で、今回の商業の学習指導要領の改訂内容は、海外と比べても遜色ない内容に仕上がっているかと思う。

改訂内容については、すでに昨年 5 月の「じっきょう商業教育資料 No.82」の文部科学省西村修一教科調査官および昨年 11 月の「同 No.83」の一橋大学清水啓典教授の解説で十分述べられているとこ

ろであるが、①経済に関する基礎的な理論を基に、具体的な経済事象について経済理論と関連付けて考察する能力と態度を育てる観点から「ビジネス経済」を新設し、②従前の「国際ビジネス」は、経済に関する知識を応用して地域産業の振興に貢献するなど、サービス経済社会に適切に対応する能力と態度を育てる観点から内容を改善し、科目の名称を「ビジネス経済応用」に変更した。また、③「経済活動と法」は、ビジネスに必要な法規に関する基礎的な知識を習得させる観点から、金融取引や企業再編に関する内容を取り入れるとともに、家族と法に関する内容を削除するなどの改善を図ったものである。

さらに、私なりに個々の内容について述べると、①「ビジネス経済」では、まず、「市場とビジネス」という大きな枠組みについて考察したうえで、「需要と供給」という、経済学的な分析をするうえで欠かすことのできない概念について学び、そのうえで「価格決定と市場の役割」、「経済成長と景気循環」、そして最後に「経済政策」と、経済学の基本的なフレームワークに関する事項を一通り学ぶという、総合的でありながら一貫性のあるプログラムになっていると思う。

また、②「ビジネス経済応用」では、「ビジネス経済」で学んだ基本的なフレームワークをもって、実際のビジネスを分析していくことが出来るように、まず、経済の「サービス経済化とサービス産業の現状」について学んだうえで、「経済の国際化」と「金融市場と資本市場」について学び、その後、「企業経営」、「ビジネスの創造と地域産業の振興」といった、ビジネスの現場の考察に繋がっていくという、野心的なプログラムになっていると思う。

そして、③「経済活動と法」は、基本的には、従来の内容の現代化を図りつつ、「会社と法」、「企業の責任と法」といった、企業経営や CSR(企業の社会的責任)に注目した整理・追加がなされており、これから経済人になろうと考える生徒さんにとって重要な視点を提供していると思う。

このように、今回の商業の学習指導要領においては、経済基礎・応用・経済法という、密接に関連する 3 つの分野において、それぞれバランスよく重要なテーマが盛り込まれ、また、生徒さんが考察を拡張しやすいようなプログラムとなるような配慮がなされていると思う。

これも学校教育関係者の献身的な努力の賜物と思うが、商業科には、現在も「国際ビジネス」という科目が存在していることもあり、教科として経済教育に取り組みやすい土壌があったこと、また、今回の改訂にあたって、海外の経済教育先進国での取り組みも参考にしながら、商業教育における経済教育のあり方を正面から議論されてきたことが良かったと思っている。

5. 新しい学習指導要領のもとでの経済教育への期待と課題

新しい学習指導要領の内容は、意欲的で、高く評価できるだけに、これが授業で大いに用いられることを期待している。

特に、最近の日本経済の再度の停滞を見ると、ビジネス経済の分かる人材の輩出は、米英の例を持ち出すまでもなく、もはや国家的な命題とすら感じられ、商業教育への期待も高まる。したがって、今後の課題は、この新しい学習指導要領が伝えようとする内容を、各先生がどのように生徒さんに伝え、生徒さん自らに考えてもらうか、という実践の問題である。

しかし、これが大変難しいことということも分かっている。

この点で参考となるものとして、米国においては、経済に関する基礎的な理論をいかに分かりやすく生徒さんに伝えていくかという観点から、全米経済教育協議会（NCEE）において「経済学に関する任意の共通学習基準」（Voluntary National Content Standards in Economics）を策定している。このなかでは、経済学の概念を命題形式の20の法則に集約したり、習得状況を確認するための基準や簡易な学習例を示しており、教育現場において効果があがっていると聞いている。

今回の商業の学習指導要領の改訂においても、こうしたガイダンスが作成されれば、生徒さんにとっての学びの環境は大いに改善するものと思う。

しかし、こうしたガイダンスは、経済学者だけで作成できるものではなく、まして経済界が作成することは適当ではないと考える。やはり、生徒さんと直接接しておられる先生方が中心となって、経済学者や経済界の支援・協力のもとで作成してこそ、実のあるガイダンスが出来あがるのではないか。

私は、こうした取り組みが、商業科の先生方のな

かから自然発生的に生まれ出てくることを大いに期待しているところである。こうした取り組みなくして、今回の学習指導要領改訂の本当の意味での成功はあり得ず、また、わが国における経済教育の発展・定着も望めないと思う。志ある先生方のお取り組みを切に期待するものである。

6. 銀行協会としてのご協力

最後に、銀行協会としてのご協力についても触れさせていだきたい。

銀行協会では、CSR活動の一環として、金融経済教育に資する教材の開発を学校教育関係者の方々のご協力を得ながら行っている（高校生向けには、「ライフステージで学ぶ銀行」などの教材をご用意）。そして、全国主要都市において、教材体験会を中心とした教員の方々向けのセミナーを開催しているほか、今年度から、「金融経済教育指定校」制度もスタートさせ、より重点的な協力の取り組みや、商業科の先生方の実践的な授業の開発へのご協力も行っている。

また、金融の仕組みや最近のトピックスを教えてほしいというご要望に応え、銀行協会職員を講師として無料で派遣している。

今後とも教育現場のニーズを踏まえて、教材の開発や普及活動の充実・強化を図っていきたいと考えているので、新しい学習指導要領への対応を含め、教育関係者の方々との連携を深めてまいりたい。

ご関心を持っていただければ、是非、下記のホームページをご覧ください。講師の派遣を含め、ご要望があれば、全銀協広報室（代表電話03-3216-3761）までご連絡いただきたい。

全銀協の金融経済教育コンテンツ

<http://www.zenginkyo.or.jp/education/index.html>